

広島県 受		
第	号	
30. 3. 14		
処理期限	月	日
分類記号	保存年限	

事務連絡
平成30年3月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

医療用医薬品の添付文書等の記載要領に関する質疑応答集（Q&A）
について（その1）

医療用医薬品の添付文書等の記載要領は、「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成29年6月8日付け薬生発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）、「医療用医薬品の添付文書等の記載要領の留意事項について」（同日付け薬生安発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知）により示しています。今般、医療用医薬品の添付文書等の記載要領に関する質疑応答集（Q&A）（その1）を、別添のとおり取りまとめましたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底方ご配慮をお願いします。

なお、本事務連絡の発出に伴い、「添付文書における肝機能検査値及び血清酵素値の用語の表記方法の変更について」（平成12年6月2日付け厚生省医薬安全局安全対策課事務連絡）は廃止します。

